

第103号議案

あらたに生じた土地の確認について

上記の議案を提出する。

平成27年9月11日

提出者 大田区長 松原 忠義

あらたに生じた土地の確認について

公有水面の埋立てに伴い、本区の区域内にあらたに下記の土地が生じたので、これを確認する。

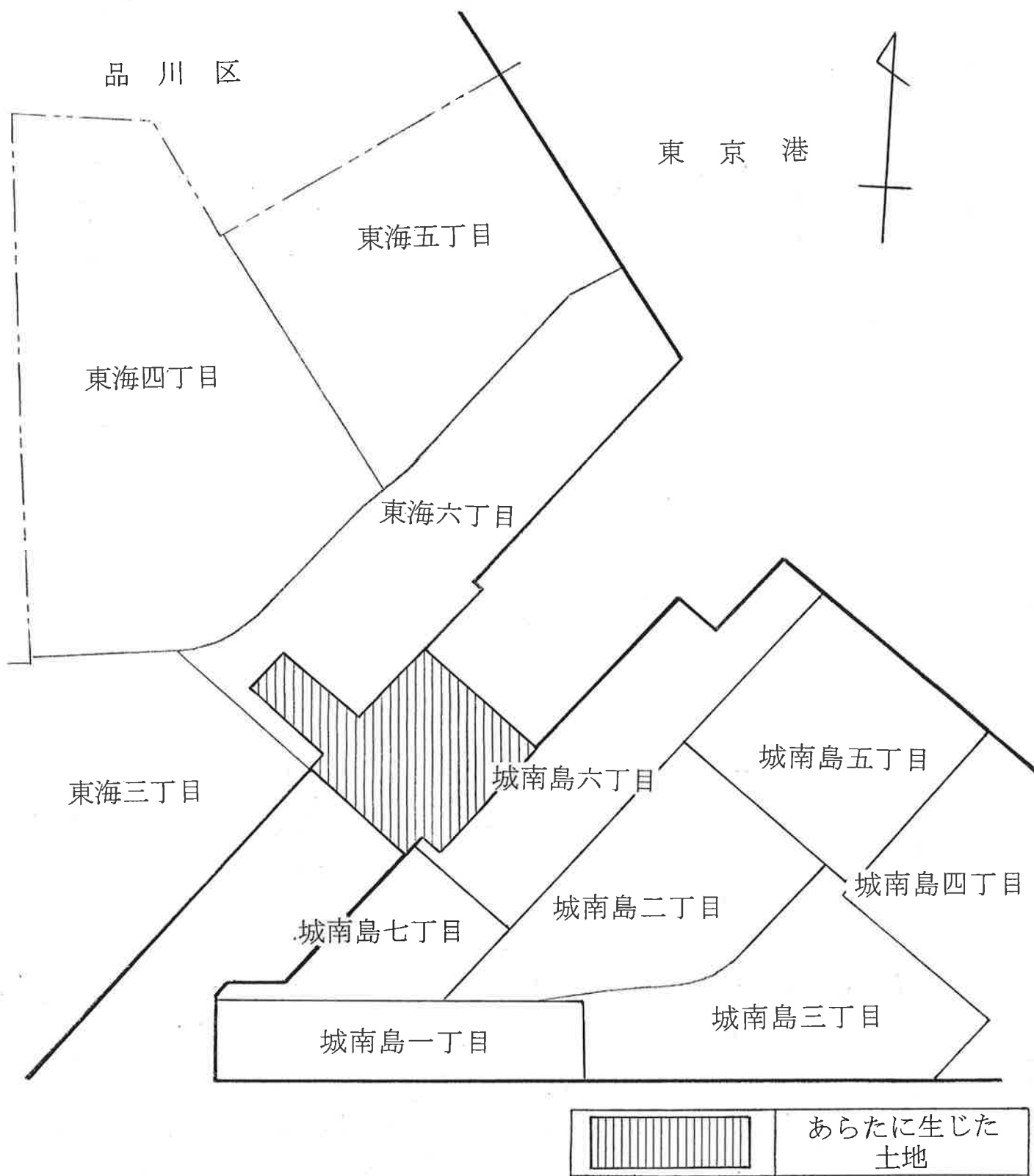
記

- 1 所在 大田区東海六丁目3番、東海三丁目3番、城南島六丁目1番及び
城南島七丁目1番の地先
- 2 面積 124,213.69平方メートル

(提案理由)

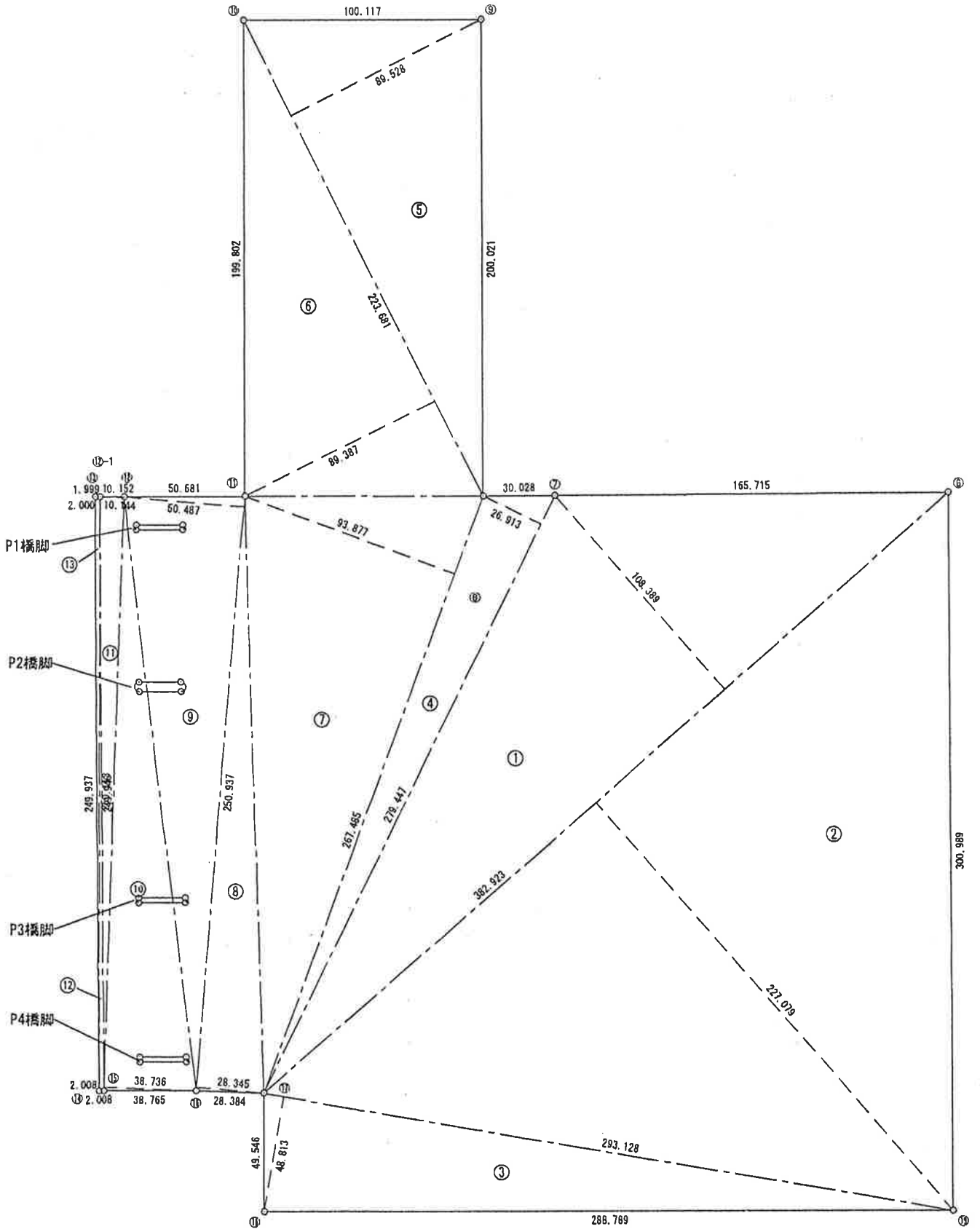
公有水面の埋立てにより、あらたに土地が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、この案を提出する。

あらたに生じた土地の区域図



所在 大田区東海六丁目 3 番、東海三丁目 3 番、城南島六丁目 1 番及び
城南島七丁目 1 番の地先
面積 124,213.69 平方メートル

求積図



第104号議案

あらたに加える市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

上記の議案を提出する。

平成27年9月11日

提出者 大田区長 松原 忠義

あらたに加える市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

本区における市街地の区域にあらたに加える区域及び住居表示の方法は、下記のとおりとする。

記

1 あらたに加える市街地区域

大田区東海六丁目3番、東海三丁目3番、城南島六丁目1番及び城南島七丁目1番の地先公有水面埋立地

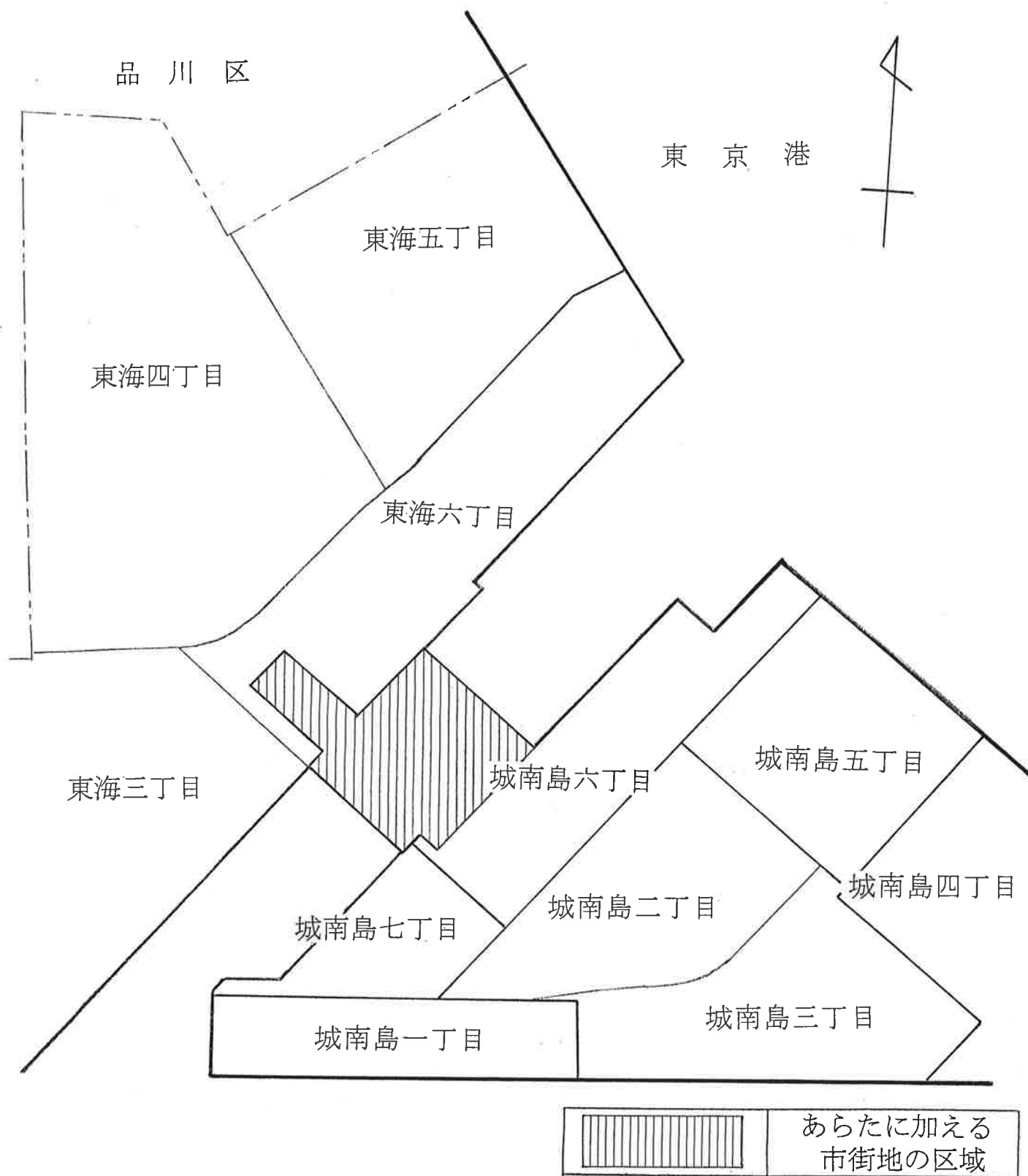
2 住居表示の方法

街区方式

(提案理由)

あらたに加える市街地の区域について、住居表示を実施するため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定に基づき、この案を提出する。

あらたに加える市街地の区域図



所在 大田区東海六丁目 3番、東海三丁目 3番、城南島六丁目 1番及び城南島七丁目 1番の地先

第 105 号議案

特別区道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の廃止について

下記のとおり特別区道路線を廃止する。

記

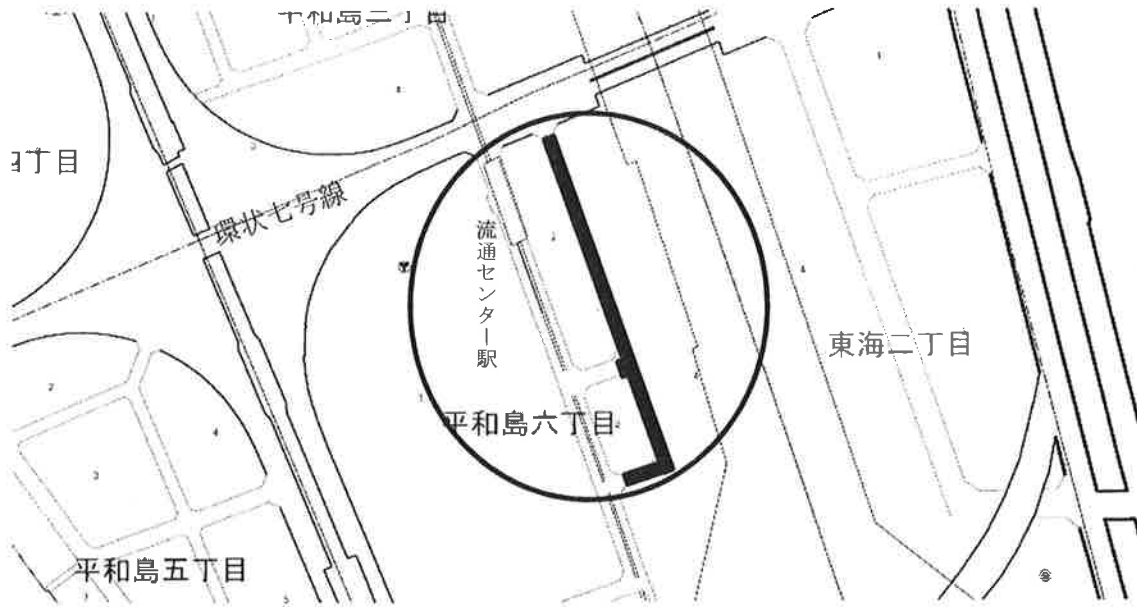
- 1 廃止する路線 大田区平和島六丁目 12 番 8 の地先から
大田区平和島六丁目 13 番 1 の地先まで
- 2 路 線 名 大田区道 15-16 号線
- 3 重要な経過地 なし
- 4 延 長 467.32 メートル
- 5 幅 員 15.00 メートル

(提案理由)

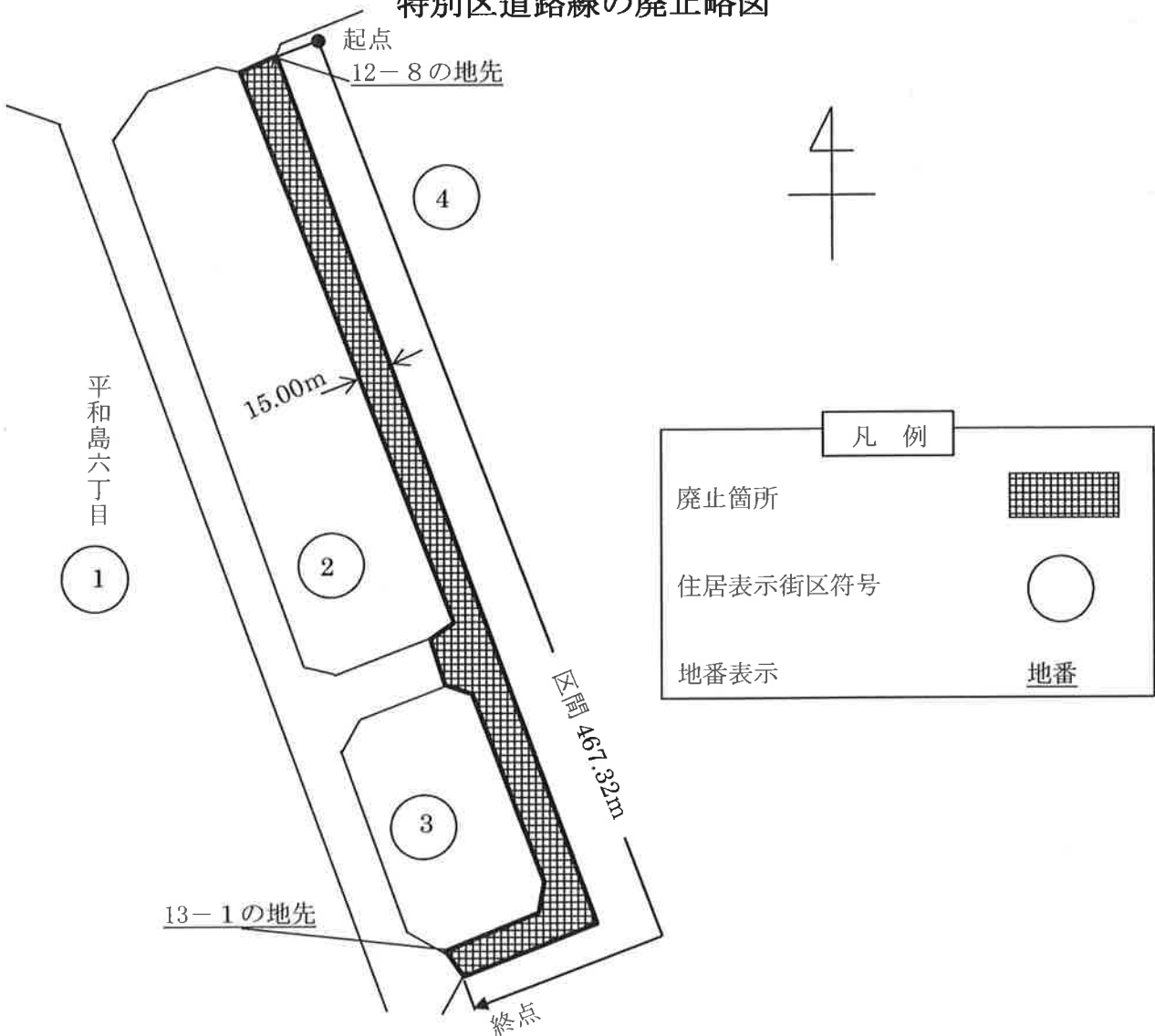
上記特別区道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 平和島六丁目 12 番 8 の地先から同 13 番 1 の地先まで
 (住居表示 平和島六丁目 4 番から同 3 番まで)



特別区道路線の廃止略図



第 106 号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の認定について

下記のとおり特別区道路線を認定する。

記

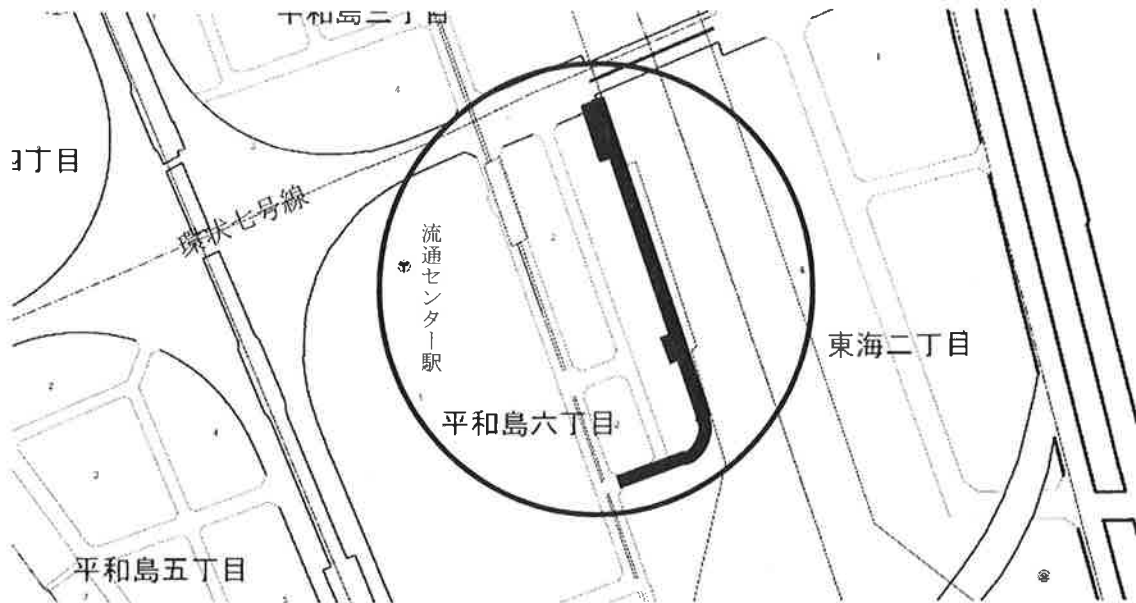
- 1 認定する路線 大田区平和島六丁目 20 番の地先から
大田区平和島六丁目 7 番 3 の地先まで
- 2 路 線 名 大田区道 15-20 号線
- 3 重要な経過地 なし
- 4 延 長 505.64 メートル
- 5 幅 員 最大 13.88 メートル
最小 8.00 メートル

(提案理由)

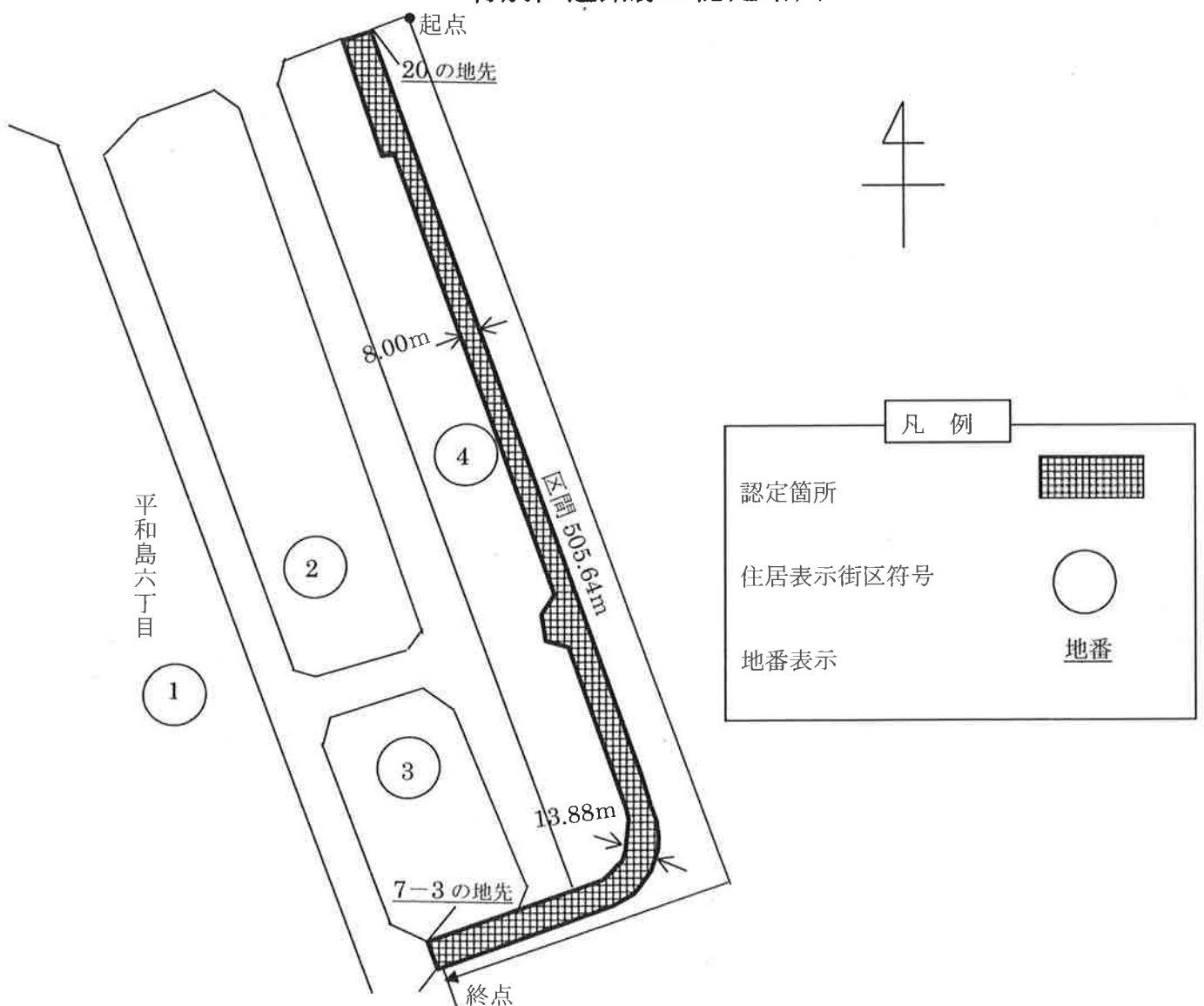
上記路線を特別区道として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 平和島六丁目20番の地先から同7番3の地先まで(住居表示 平和島六丁目4番から同3番まで)



特別区道路線の認定略図



第 107 号議案

特別区道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 11 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の変更について

下記のとおり特別区道路線を変更する。

記

- 1 変更する路線 大田区平和島六丁目 7 番 3 の地先から
大田区平和島六丁目 7 番 1 の地先まで
- 2 路 線 名 大田区道 15-17 号線
- 3 重要な経過地 なし
- 4 変更する区域

	起点・終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
変更前	大田区平和島六丁目 7 番 3 の地先から 大田区平和島六丁目 7 番 1 の地先まで	39.07	11.00
変更後	大田区平和島六丁目 12 番 7 の地先から 大田区平和島六丁目 7 番 1 の地先まで	102.75	11.00

(提案理由)

上記特別区道路線を変更するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 平和島六丁目7番3の地先から同7番1の地先まで(住居表示 平和島六丁目3番から同2番まで)



特別区道路線の変更略図

